

令和5年(ワ)第2509号 地位確認等請求事件

令和7年10月16日 千葉地方裁判所民事第1部判決

口頭弁論終結日 令和7年7月4日

## 主 文

- 1 本件訴えのうち、本判決確定日の翌日以降に支払期日が到来する賃金及びこれらに対する遅延損害金の支払を求める部分を却下する。
- 5 2 原告らが、いずれも、被告に対し、期間の定めのない労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
- 3 被告は、原告らに対し、それぞれ、令和4年5月から本判決確定の日まで、毎月25日限り、別紙請求額一覧表の各請求賃金額欄記載の金員及びこれらに対する各支払期日の翌日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 10 4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、これを3分し、その1を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。
- 6 この判決は、第3項に限り、仮に執行することができる。

## 事 実 及 び 理 由

### 15 第1 請求

- 1 主文2項と同旨
- 2 被告は、原告らに対し、それぞれ、令和4年5月から毎月25日限り、別紙請求額一覧表の各請求賃金額欄記載の金員及びこれらに対する各支払期日の翌日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 20 3 被告は、原告らに対し、それぞれ、100万円及びこれに対する令和5年1月14日（訴状送達の日の翌日）から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要

※以下【】内に記載した用語は略称として使用する。

1 原告らは、被告が千葉県から委託を受けて実施している心身障害児(者)歯科保健巡回診療指導事業【ビーバー号事業】に歯科衛生士として出動していた。

原告らは、被告に対し、①原告らと被告との間の契約が有期雇用契約であつたことを前提として契約期間満了日までに被告に対して期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたとして、労働契約法18条1項に基づき、期間の定めのない労働契約上の権利を有する地位にあることの確認を求めるとともに、  
5 ②被告が原告らに対するビーバー号事業出動の配点を一切行わなくなつたことが事実上の解雇であるとして、民法536条2項に基づき、配点が行われなくなつた令和4年4月分以降の賃金の支払を求め、③上記事実上の解雇が原告らに対する不法行為に該当するとして、各100万円の慰謝料の支払を求めた  
10 (附帯請求はいずれも民法所定の遅延損害金)。

被告は、原告らと被告との間の各契約が雇用契約ではなく委託契約であったなどと主張して争っている。

15 2 前提事実（当事者間に争いがない事実又は掲記の各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 被告は、千葉県内に就業し又は住所を有する歯科医師が任意加入し、医道の高揚、歯科医学・医術の進歩発達、公衆衛生及び予防医学の研究・普及向上等を図り、もって地域社会並びに会員の福祉を増進すること等を目的とする一般社団法人である（甲1）。

(2) ビーバー号事業は、一般の医療機関での受診が難しい、障がい者施設等に入所していて歯科受診の機会が限られている等の理由により、定期的に歯科健診を受けることが困難な人を対象として、巡回診療車による定期的な歯科健診や歯科保健指導を行うものであり、千葉県によって昭和54年に開始され、開始以来、被告が千葉県からの委託事業として実施してきた。

(3) 被告は、ビーバー号事業につき、被告内に設置する委員会の担当する事業と

して実施してきた（乙25、委員会の名称等は時期によって異なるところ、ビーバー号事業を担当する委員会を【被告内委員会】とする。）。

被告は、ビーバー号事業の実施要領を定めており（甲22、甲34）、平成31年4月以降の実施要領（甲22）には、ビーバー号の出動毎に、施設との事前打ち合わせから当日全体管理・健診指導・保健教育・反省会の司会・報告書の提出までを職務とする責任者となる歯科医師（被告の会員）を1名決めて「管理指導医」と呼び、歯科医師（管理指導医及び指導医）は被告と2年任期の委託契約を締結してビーバー号事業に当たる旨の記載がある。

また、同実施要領では、ビーバー号事業において千葉県全域を活動範囲とする歯科衛生士を「巡回指導歯科衛生士」【ビーバーDH】と呼ぶこととし、ビーバーDHは、ビーバー号による歯科健診等に出動して健診の補助や歯科保健指導等に従事し、地域の現状把握、問題点の抽出、解決策の検討を行い、ビーバー号の備品管理、部会活動として保健教育充実の検討媒体作成・学会発表・研修会開催などを行うものとされ、ビーバーDHはビーバーDH会に所属し、会のまとめ役として互選で代表【DH代表】を選ぶこと、ビーバー号の出動毎に、出動するビーバーDHの中から責任者を1名決めて「管理指導歯科衛生士」【管理DH】と呼び、出動するビーバーDHの役割分担、管理指導医との連絡調整、当日全体管理、報告書の提出を管理DHの職務とすることなどが定められている。

さらに、同実施要領には、「ビーバーDHの雇用について」とする項目があり、65歳定年とすること、定年退職後の再雇用があること、ビーバーDHの募集は千葉県が行うこと、ビーバーDHの人員確保や研修等は被告が行うこと、募集・嘱託状については被告の理事会の承認を得る旨の記載がある。

令和2年頃まで、千葉県及び被告は、ビーバー号による歯科健診や歯科保健指導に同行して歯科健診の補助や歯科保健指導等の業務を行う歯科衛生士（ビーバーDH）について、登録制・非常勤雇用（甲2）やパート労働者（甲5の

2)として募集をしていた。

(4) 原告らのビーバーD Hとしての活動期間は、令和5年3月31までの通算期間として、原告Aは平成14年11月1日から20年5か月間、原告B及び原告Cは平成17年4月21日から17年11か月間、原告Dは平成17年10月12日から17年5か月間、原告Eは平成23年4月1日から12年間である。  
5

原告らがビーバーD Hとして採用された際、被告との間で契約書は作成されず、被告から原告らに対し、被告内委員会の指導歯科衛生士に委嘱する旨の記載のある「委嘱状」と題する書面が交付され、同委嘱状には、原則として2年の任期が記載され、委嘱状は概ね2年毎に更新されて交付されていた。  
10

原告らについて、最後に委嘱状が交付されて更新されたのは令和3年4月1日であり、その任期は令和5年3月31日までとされていた。原告らは、同委嘱状の交付に先立つ作成日付で、被告内委員会の指導歯科衛生士に就任することを承諾する旨の就任承諾書を被告に提出している。（甲A1、甲B1、甲C1、甲D1、甲E1、乙1）。  
15

被告は、原告らビーバーD Hに対し、手当・交通費・会議費の項目で、毎月末日締めの翌月25日払いにより、給料の支払をしていた（甲A2、甲A3、甲B2、甲B3、甲C2、甲C3、甲D2、甲E2、甲E3）。

(5) 被告は、令和3年3月25日、千葉労働基準監督署から、被告とビーバーD Hとの契約が雇用契約に該当することを前提として、就業規則を作成して届出をするよう是正勧告を受けた。被告は、是正勧告に従い、就業規則を作成し、令和3年7月1日、千葉労働基準監督署長に届出を行った。（乙6ないし8）  
20

(6) 原告らは、令和4年7月6日、被告に対し、労働契約法18条1項に基づき、期間の定めのない労働契約の締結の申込みをした（甲9、甲10）。

### 25 3 原告らの主張

(1) 地位確認及び賃金請求について

被告におけるビーバー号事業の実施要領やビーバーD H募集の求人広告において雇用であると明記されていたこと、ビーバーD Hにつき労災保険に加入していたこと、労基署からビーバー号事業に従事する原告らの契約実態が労働契約であることを前提として是正勧告がなされ、被告は是正勧告に従って就業規則を作成して提出していることなどからして、原告らと被告との間の契約は当初から雇用契約であったといえる。原告らは被告と有期労働契約を締結し、同契約は、その後2年毎に更新され、12年から21年にもわたって継続しており無期転換権が発生している。

被告は、原告らに対して、令和4年4月以降はビーバー号事業の出動を配点しないと通告し、有期労働契約の期間中であるにもかかわらず事実上の解雇の意思表示をしたものであり、同解雇は、やむを得ない事由は認められず、労働契約法17条1項の適用により解雇権の濫用として無効である。

令和4年4月以降の賃金請求の月額賃金額は、新型コロナウイルス禍以前の令和元年の一年間の賃金額を12で除した額とするのが相当であり、各原告の月額賃金額は別紙請求額一覧表の各請求賃金額欄記載のとおりである。

## (2) 不法行為について

被告による原告らに対する上記事実上の解雇は、原告らを無期転換させないという労働契約法18条に反する目的に基づいてなされた非常に悪質なものである。被告は、従前、長年にわたって原告らを労働者として扱っておきながら、原告らが無期転換や労働契約としての雇用継続を求めた途端一方的に解雇を行ったものであり、原告らの雇用に対する期待やビーバーD Hとしての仕事のやりがいをはく奪するものであり不法行為に当たり、これにより生じた原告らの精神的苦痛は少なくとも一人当たり100万円を下らない。

## 4 被告の主張

### (1) 雇用契約ではなく委託契約であることの根拠

以下に指摘する事情からして、被告は原告らにビーバー号事業に関する業務

を委託していたものであり、原告らは被告に雇用されておらず、無期労働契約への転換の効力が生じる余地はなく、被告が原告らを解雇する余地もないから、原告らの請求は、前提を欠き、いずれも理由がない。

被告は、ビーバー号事業に参加を希望する歯科衛生士に対して委嘱状を発行して原則2年の期間を定めて障がい福祉保健委員会指導歯科衛生士に委嘱していたが、委嘱状はビーバー号事業への参加に関する具体的な条件（出動日、日当の額等）を定めるものではなく、ビーバーDHは委嘱状記載の期間においてビーバー号の出動の委託を受けることができる地位を得るものにすぎず、これに基づいて直ちに役務提供の義務を負い又は日当等の支払を請求する権利を有するものではないし、被告がビーバーDHに対してビーバー号事業に係る業務を割り当てる義務を負うものでもない。ビーバーDHは、調整を経て決定した出動日程に基づきビーバー号出動に参加して日当の支払を受けるが、出動日毎に被告とビーバーDHとの間で出動に参加する合意が成立するものであり、この合意の法的性質は委託であり雇用ではない。

ビーバーDHの出動日程の割当ては被告がビーバーDHらの意向を調査して作成した出動日程表のたたき台を前提にビーバーDHらの間で調整を行うことで確定するから、ビーバーDHは、被告作成のたたき台に記載された出動日程を応諾する義務はなく当該日程の出動を拒絶することが可能である。

ビーバー号事業は、公益的性格を有し、歯科医師や歯科衛生士の有志の参加によって実施されるものであり、ビーバーDHの業務は専門性や裁量性が高く、被告の委託を受けて出動に参加する歯科医師がビーバーDHに対して行う指導や指示等は被告とビーバーDHとの間の使用従属性を根拠付けるものとはならず、ビーバー号出動に被告職員は随行せず、被告職員がビーバーDHに対して指揮命令を行うこともない。

ビーバー号の出動に参加するビーバーDHは、出動先における歯科健診等の業務が終われば実際の業務に要した時間の長短にかかわらずその時点で解散と

なり、出動に当たってタイムカードその他の方法による業務遂行時間の管理はされておらず、ビーバーD Hはビーバー号出動の参加の際に時間的拘束を受けていない。ビーバー号出動に参加したビーバーD Hに対しては出動1回当たり1万500円の日当が支払われるが、この日当は現実に業務に従事した時間に応じて支払われるものではなく、歯科医院等で雇用される歯科衛生士に支給されるものと比べれば高額である。  
5

ビーバーD Hの多くは診療所など他に勤務先を有する歯科衛生士であり、ビーバー号事業という公益的活動のため、当該勤務先の休日等を利用して出動に参加するものであり、被告に専属して稼働するものではない。

10 以上の事情からすれば、被告とビーバーD Hとの間には使用従属関係はなく雇用関係は存在せず、被告とビーバーD Hとの間の法律関係は、ビーバー号事業に係る業務の遂行を目的とする委託契約と解すべきである。

## (2) 原告らの主張に対する反論

原告らが指摘する求人広告の記載や労災保険への加入は、いずれも被告の事務上の取扱いの瑕疵によるものであり、これをもって被告とビーバーD Hとの間の契約関係が雇用となるものではない。  
15

被告は、千葉労働基準監督署から受けた是正勧告には不服があり、担当の労働基準監督官に疑義を述べるなどしたものの、是正勧告に従わないとによる刑事処分のおそれ等を考慮して是正勧告に従うこととしたものである。

## 20 (3) 雇用契約とすることの困難性

被告がビーバーD Hを雇用するとなると、ビーバーD Hの稼働につきタイムカード等による労働時間の把握が必要となり、兼業先を含む稼働時間が法定労働時間を超える場合には労使協定締結の上で割増賃金を支給しなければならなくななり被告において膨大な事務が発生する。被告が厳格な時間管理を行うとすればビーバーD Hの働き方の自由度を奪うことになるし、被告の膨大な事務の発生を避けるには兼業を制限せざるを得なくなるが、ビーバーD Hは歯科医院  
25

等に勤務しながらビーバー号事業に参加する者であることが通常であるから兼業を制限することは現実的でない。

ビーバー号事業は、心身障害者(児)歯科保健対策として、心身障害者(児)を広域から受け入れる医療機関の設置という恒久的対策が予算の関係上直ちに実施することが困難であったため当面の対策として開始されたものであり、千葉県の単年度事業であり、被告は1年ごとに千葉県と事業委託契約を締結しており、次年度以降の事業の継続は保証されない。被告がビーバーDHを雇用した場合、次年度の事業が実施されないことになったとしても、ビーバーDHとの契約関係を容易に終了することができないおそれがある。

このように、被告がビーバーDHを雇用することは、ビーバー号事業の実態にそぐわないものであり、被告がビーバーDHとの間の契約の形態を雇用にすることは極めて困難である。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

当事者間に争いのない事実に加え、証拠（掲記各証拠、甲30、甲31、乙44、原告A本人、原告C本人、被告代表者）及び弁論の全趣旨により認められる事実は、以下のとおりである。

(1) ビーバー号事業は、千葉県が昭和54年に開始し、開始以降、毎年度、被告が千葉県から委託を受けて実施してきた。

ビーバー号の出動施設数等は、平成29年度が100施設（出動回数77回、乙27）、平成30年度が85施設、平成31年度（令和元年度）が96施設（出動回数77回）である。

ビーバー号事業に係る被告と千葉県の業務委託契約は、令和3年度は同年4月1日に締結され、業務内容をビーバー号事業及び千葉県が被告に貸与するビーバー号の管理に関する業務として業務委託料は3128万4000円であり（甲4）、令和5年度は同年9月4日に締結され、上記令和3年度の業務の

他、障害児者の口腔健康維持のための協力歯科医療機関の配置調整、施設従事者に対する障害者歯科講話の実施、障害者歯科に係る人材育成のための研修等が業務内容に加えられて業務委託料は2300万円であり（乙41、ビーバー号事業の実施施設数は25施設程度）、令和7年度は同年4月30日に締結され、業務内容は令和5年度と大要を同じくするもので（ビーバー号事業の実施施設数は40施設程度）業務委託料は3499万円である（乙45）。

被告においては、本件紛争が起きる前から、ビーバー号事業は心身障害者（児）歯科保健の当面の対策であり、恒久対策としては障害児等を広域から受け入れて治療等を行う広域センターの設置が必要であるとの見解が表明されていた（乙36）。

(2) 原告Aは、平成7年に歯科衛生士の免許を取得した後、歯科医院等で歯科衛生士として勤務をするようになり、平成14年に母校の恩師からビーバー号事業やビーバーDHの募集について話を聞いたことなどから、ビーバーDHに応募した。原告Aは、被告からビーバーDHとして採用される前に被告の会員である歯科医師と面接をしてビーバー号事業の概要の説明を受け、採用が決まつた後、被告の事務局から出勤時の日当（1万5000円）や出勤日の拘束時間（原則午前9時から午後5時まで）等について説明を受けた。

原告Cは、昭和61年に歯科衛生士の免許を取得した後、歯科医院に就職し、出産等による離職を経て平成15年頃からは自治体で歯科衛生士としてパート勤務をするようになった。原告Cは、被告主催の講習を受けたことがあったところ、平成17年3月頃、被告からビーバーDHの募集案内（甲5）の送付を受け、以前から関心を持っていたことから応募し、被告の面接を受けた上でビーバーDHとして採用された。上記募集案内の募集要項には、雇用形態がパート労働者、雇用期間が平成17年5月1日から平成18年3月31日まで、賃金形態が日給制であることなどが記載されていた（甲5の2）。

原告A及び原告Cは、いずれも、被告の面接の際には、雇用契約であるとも

委託契約であるとも説明は受けなかった。

(3) ビーバー号事業の概要は、千葉県内各地の障がい者・障がい児施設からの希望調査に基づいて千葉県と被告が協議をして実施施設を選定し、各施設との調整を経て被告が出動日を決定し、出動を担当することになった歯科医師(2名程度)と歯科衛生士(3名から15名程度)が集合場所でビーバー号と名付けられた巡回歯科診療車等に乗り合わせるなどして施設を訪問し、施設に入所・通所する障がい者の歯科健診、歯磨き指導、保護者や職員へのホームケア指導等を行うものである。

ビーバー号の出動日の業務内容は、被告作成の「ビーバー検診の流れ」と題する書面(甲21)において、朝の集合時間に始まり、設営・朝礼・検診・診療・健康教室・反省会における実施内容や役割分担が示されている。ビーバーDHは、被告作成の同書面及び被告作成の実施要領及びマニュアル(甲22、甲34)の内容に沿ってビーバー号出動の仕事をしており、具体的なスケジュールや業務内容は、出動毎に決められた管理指導医が責任者として統括し、施設との連絡調整は管理指導医が行い、管理指導医から管理DHを通じて各出動ビーバーDHに対して伝達されていた(甲18ないし20)。

被告は、ビーバーDHのために労災保険に加入して保険料を支払っていた。

ビーバー号の出動日に、どのビーバーDHが出動するかは、被告がビーバーDHの意向調査で希望の曜日等を把握した上で4か月毎(前期・中期・後期)に出動日程表の案を作成し、DH代表がビーバーDHから寄せられた変更希望等を調整して出動日程表の修正案を被告に提出し、被告が出動日程表の確定版を作成することにより決められていた。ビーバーDHは、出動日が確定した後でも、その後の管理指導医の判断により必要なビーバーDHの人数が変わることで出動日がなくなったり変更されることがあった。(甲16、甲17、乙9ないし14)

ビーバーDHの活動は被告内委員会で決定されるものとされ(乙25)、具

体的には、ビーバー号事業の実施要領（甲22）に定められており、ビーバー号による歯科健診に出動して歯科健診の補助や歯科保健指導等の業務を行うことが活動の中核であるが、ビーバー号の備品管理や、被告内委員会の指導歯科衛生士としての部会活動として、歯科保健指導に使用するサポートカード（絵カード）や配布資料などの媒体作成、被告や被告内委員会がビーバー号事業に5  
10  
15  
20  
25  
30  
35  
40  
45  
50  
55  
60  
65  
70  
75  
80  
85  
90  
95  
100  
105  
110  
115  
120  
125  
130  
135  
140  
145  
150  
155  
160  
165  
170  
175  
180  
185  
190  
195  
200  
205  
210  
215  
220  
225  
230  
235  
240  
245  
250  
255  
260  
265  
270  
275  
280  
285  
290  
295  
300  
305  
310  
315  
320  
325  
330  
335  
340  
345  
350  
355  
360  
365  
370  
375  
380  
385  
390  
395  
400  
405  
410  
415  
420  
425  
430  
435  
440  
445  
450  
455  
460  
465  
470  
475  
480  
485  
490  
495  
500  
505  
510  
515  
520  
525  
530  
535  
540  
545  
550  
555  
560  
565  
570  
575  
580  
585  
590  
595  
600  
605  
610  
615  
620  
625  
630  
635  
640  
645  
650  
655  
660  
665  
670  
675  
680  
685  
690  
695  
700  
705  
710  
715  
720  
725  
730  
735  
740  
745  
750  
755  
760  
765  
770  
775  
780  
785  
790  
795  
800  
805  
810  
815  
820  
825  
830  
835  
840  
845  
850  
855  
860  
865  
870  
875  
880  
885  
890  
895  
900  
905  
910  
915  
920  
925  
930  
935  
940  
945  
950  
955  
960  
965  
970  
975  
980  
985  
990  
995  
1000  
1005  
1010  
1015  
1020  
1025  
1030  
1035  
1040  
1045  
1050  
1055  
1060  
1065  
1070  
1075  
1080  
1085  
1090  
1095  
1100  
1105  
1110  
1115  
1120  
1125  
1130  
1135  
1140  
1145  
1150  
1155  
1160  
1165  
1170  
1175  
1180  
1185  
1190  
1195  
1200  
1205  
1210  
1215  
1220  
1225  
1230  
1235  
1240  
1245  
1250  
1255  
1260  
1265  
1270  
1275  
1280  
1285  
1290  
1295  
1300  
1305  
1310  
1315  
1320  
1325  
1330  
1335  
1340  
1345  
1350  
1355  
1360  
1365  
1370  
1375  
1380  
1385  
1390  
1395  
1400  
1405  
1410  
1415  
1420  
1425  
1430  
1435  
1440  
1445  
1450  
1455  
1460  
1465  
1470  
1475  
1480  
1485  
1490  
1495  
1500  
1505  
1510  
1515  
1520  
1525  
1530  
1535  
1540  
1545  
1550  
1555  
1560  
1565  
1570  
1575  
1580  
1585  
1590  
1595  
1600  
1605  
1610  
1615  
1620  
1625  
1630  
1635  
1640  
1645  
1650  
1655  
1660  
1665  
1670  
1675  
1680  
1685  
1690  
1695  
1700  
1705  
1710  
1715  
1720  
1725  
1730  
1735  
1740  
1745  
1750  
1755  
1760  
1765  
1770  
1775  
1780  
1785  
1790  
1795  
1800  
1805  
1810  
1815  
1820  
1825  
1830  
1835  
1840  
1845  
1850  
1855  
1860  
1865  
1870  
1875  
1880  
1885  
1890  
1895  
1900  
1905  
1910  
1915  
1920  
1925  
1930  
1935  
1940  
1945  
1950  
1955  
1960  
1965  
1970  
1975  
1980  
1985  
1990  
1995  
2000  
2005  
2010  
2015  
2020  
2025  
2030  
2035  
2040  
2045  
2050  
2055  
2060  
2065  
2070  
2075  
2080  
2085  
2090  
2095  
2100  
2105  
2110  
2115  
2120  
2125  
2130  
2135  
2140  
2145  
2150  
2155  
2160  
2165  
2170  
2175  
2180  
2185  
2190  
2195  
2200  
2205  
2210  
2215  
2220  
2225  
2230  
2235  
2240  
2245  
2250  
2255  
2260  
2265  
2270  
2275  
2280  
2285  
2290  
2295  
2300  
2305  
2310  
2315  
2320  
2325  
2330  
2335  
2340  
2345  
2350  
2355  
2360  
2365  
2370  
2375  
2380  
2385  
2390  
2395  
2400  
2405  
2410  
2415  
2420  
2425  
2430  
2435  
2440  
2445  
2450  
2455  
2460  
2465  
2470  
2475  
2480  
2485  
2490  
2495  
2500  
2505  
2510  
2515  
2520  
2525  
2530  
2535  
2540  
2545  
2550  
2555  
2560  
2565  
2570  
2575  
2580  
2585  
2590  
2595  
2600  
2605  
2610  
2615  
2620  
2625  
2630  
2635  
2640  
2645  
2650  
2655  
2660  
2665  
2670  
2675  
2680  
2685  
2690  
2695  
2700  
2705  
2710  
2715  
2720  
2725  
2730  
2735  
2740  
2745  
2750  
2755  
2760  
2765  
2770  
2775  
2780  
2785  
2790  
2795  
2800  
2805  
2810  
2815  
2820  
2825  
2830  
2835  
2840  
2845  
2850  
2855  
2860  
2865  
2870  
2875  
2880  
2885  
2890  
2895  
2900  
2905  
2910  
2915  
2920  
2925  
2930  
2935  
2940  
2945  
2950  
2955  
2960  
2965  
2970  
2975  
2980  
2985  
2990  
2995  
3000  
3005  
3010  
3015  
3020  
3025  
3030  
3035  
3040  
3045  
3050  
3055  
3060  
3065  
3070  
3075  
3080  
3085  
3090  
3095  
3100  
3105  
3110  
3115  
3120  
3125  
3130  
3135  
3140  
3145  
3150  
3155  
3160  
3165  
3170  
3175  
3180  
3185  
3190  
3195  
3200  
3205  
3210  
3215  
3220  
3225  
3230  
3235  
3240  
3245  
3250  
3255  
3260  
3265  
3270  
3275  
3280  
3285  
3290  
3295  
3300  
3305  
3310  
3315  
3320  
3325  
3330  
3335  
3340  
3345  
3350  
3355  
3360  
3365  
3370  
3375  
3380  
3385  
3390  
3395  
3400  
3405  
3410  
3415  
3420  
3425  
3430  
3435  
3440  
3445  
3450  
3455  
3460  
3465  
3470  
3475  
3480  
3485  
3490  
3495  
3500  
3505  
3510  
3515  
3520  
3525  
3530  
3535  
3540  
3545  
3550  
3555  
3560  
3565  
3570  
3575  
3580  
3585  
3590  
3595  
3600  
3605  
3610  
3615  
3620  
3625  
3630  
3635  
3640  
3645  
3650  
3655  
3660  
3665  
3670  
3675  
3680  
3685  
3690  
3695  
3700  
3705  
3710  
3715  
3720  
3725  
3730  
3735  
3740  
3745  
3750  
3755  
3760  
3765  
3770  
3775  
3780  
3785  
3790  
3795  
3800  
3805  
3810  
3815  
3820  
3825  
3830  
3835  
3840  
3845  
3850  
3855  
3860  
3865  
3870  
3875  
3880  
3885  
3890  
3895  
3900  
3905  
3910  
3915  
3920  
3925  
3930  
3935  
3940  
3945  
3950  
3955  
3960  
3965  
3970  
3975  
3980  
3985  
3990  
3995  
4000  
4005  
4010  
4015  
4020  
4025  
4030  
4035  
4040  
4045  
4050  
4055  
4060  
4065  
4070  
4075  
4080  
4085  
4090  
4095  
4100  
4105  
4110  
4115  
4120  
4125  
4130  
4135  
4140  
4145  
4150  
4155  
4160  
4165  
4170  
4175  
4180  
4185  
4190  
4195  
4200  
4205  
4210  
4215  
4220  
4225  
4230  
4235  
4240  
4245  
4250  
4255  
4260  
4265  
4270  
4275  
4280  
4285  
4290  
4295  
4300  
4305  
4310  
4315  
4320  
4325  
4330  
4335  
4340  
4345  
4350  
4355  
4360  
4365  
4370  
4375  
4380  
4385  
4390  
4395  
4400  
4405  
4410  
4415  
4420  
4425  
4430  
4435  
4440  
4445  
4450  
4455  
4460  
4465  
4470  
4475  
4480  
4485  
4490  
4495  
4500  
4505  
4510  
4515  
4520  
4525  
4530  
4535  
4540  
4545  
4550  
4555  
4560  
4565  
4570  
4575  
4580  
4585  
4590  
4595  
4600  
4605  
4610  
4615  
4620  
4625  
4630  
4635  
4640  
4645  
4650  
4655  
4660  
4665  
4670  
4675  
4680  
4685  
4690  
4695  
4700  
4705  
4710  
4715  
4720  
4725  
4730  
4735  
4740  
4745  
4750  
4755  
4760  
4765  
4770  
4775  
4780  
4785  
4790  
4795  
4800  
4805  
4810  
4815  
4820  
4825  
4830  
4835  
4840  
4845  
4850  
4855  
4860  
4865  
4870  
4875  
4880  
4885  
4890  
4895  
4900  
4905  
4910  
4915  
4920  
4925  
4930  
4935  
4940  
4945  
4950  
4955  
4960  
4965  
4970  
4975  
4980  
4985  
4990  
4995  
5000  
5005  
5010  
5015  
5020  
5025  
5030  
5035  
5040  
5045  
5050  
5055  
5060  
5065  
5070  
5075  
5080  
5085  
5090  
5095  
5100  
5105  
5110  
5115  
5120  
5125  
5130  
5135  
5140  
5145  
5150  
5155  
5160  
5165  
5170  
5175  
5180  
5185  
5190  
5195  
5200  
5205  
5210  
5215  
5220  
5225  
5230  
5235  
5240  
5245  
5250  
5255  
5260  
5265  
5270  
5275  
5280  
5285  
5290  
5295  
5300  
5305  
5310  
5315  
5320  
5325  
5330  
5335  
5340  
5345  
5350  
5355  
5360  
5365  
5370  
5375  
5380  
5385  
5390  
5395  
5400  
5405  
5410  
5415  
5420  
5425  
5430  
5435  
5440  
5445  
5450  
5455  
5460  
5465  
5470  
5475  
5480  
5485  
5490  
5495  
5500  
5505  
5510  
5515  
5520  
5525  
5530  
5535  
5540  
5545  
5550  
5555  
5560  
5565  
5570  
5575  
5580  
5585  
5590  
5595  
5600  
5605  
5610  
5615  
5620  
5625  
5630  
5635  
5640  
5645  
5650  
5655  
5660  
5665  
5670  
5675  
5680  
5685  
5690  
5695  
5700  
5705  
5710  
5715  
5720  
5725  
5730  
5735  
5740  
5745  
5750  
5755  
5760  
5765  
5770  
5775  
5780  
5785  
5790  
5795  
5800  
5805  
5810  
5815  
5820  
5825  
5830  
5835  
5840  
5845  
5850  
5855  
5860  
5865  
5870  
5875  
5880  
5885  
5890  
5895  
5900  
5905  
5910  
5915  
5920  
5925  
5930  
5935  
5940  
5945  
5950  
5955  
5960  
5965  
5970  
5975  
5980  
5985  
5990  
5995  
6000  
6005  
6010  
6015  
6020  
6025  
6030  
6035  
6040  
6045  
6050  
6055  
6060  
6065  
6070  
6075  
6080  
6085  
6090  
6095  
6100  
6105  
6110  
6115  
6120  
6125  
6130  
6135  
6140  
6145  
6150  
6155  
6160  
6165  
6170  
6175  
6180  
6185  
6190  
6195  
6200  
6205  
6210  
6215  
6220  
6225  
6230  
6235  
6240  
6245  
6250  
6255  
6260  
6265  
6270  
6275  
6280  
6285  
6290  
6295  
6300  
6305  
6310  
6315  
6320  
6325  
6330  
6335  
6340  
6345  
6350  
6355  
6360  
6365  
6370  
6375  
6380  
6385  
6390  
6395  
6400  
6405  
6410  
6415  
6420  
6425  
6430  
6435  
6440  
6445  
6450  
6455  
6460  
6465  
6470  
6475  
6480  
6485  
6490  
6495  
6500  
6505  
6510  
6515  
6520  
6525  
6530  
6535  
6540  
6545  
6550  
6555  
6560  
6565  
6570  
6575  
6580  
6585  
6590  
6595  
6600  
6605  
6610  
6615  
6620  
6625  
6630  
6635  
6640  
6645  
6650  
6655  
6660  
6665  
6670  
6675  
6680  
6685  
6690  
6695  
6700  
6705  
6710  
6715  
6720  
6725  
6730  
6735  
6740  
6745  
6750  
6755  
6760  
6765  
6770  
6775  
6780  
6785  
6790  
6795  
6800  
6805  
6810  
6815  
6820  
6825  
6830  
6835  
6840  
6845  
6850  
6855  
6860  
6865  
6870  
6875  
6880  
6885  
6890  
6895  
6900  
6905  
6910  
6915  
6920  
6925  
6930  
6935  
6940  
6945  
6950  
6955  
6960  
6965  
6970  
6975  
6980  
6985  
6990  
6995  
7000  
7005  
7010  
7015  
7020  
7025  
7030  
7035  
7040  
7045  
7050  
7055  
7060  
7065  
7070  
7075  
7080  
7085  
7090  
7095  
7100  
7105  
7110  
7115  
7120  
7125  
7130  
7135  
7140  
7145  
7150  
7155  
7160  
7165  
7170  
7175  
7180  
7185  
7190  
7195  
7200  
7205  
7210  
7215  
7220  
7225  
7230  
7235  
7240  
7245  
7250  
7255  
7260  
7265  
7270  
7275  
7280  
7285  
7290  
7295  
7300  
7305  
7310  
7315  
7320  
7325  
7330  
7335  
7340  
7345  
7350  
7355  
7360  
7365  
7370  
7375  
7380  
7385  
7390  
7395  
7400  
7405  
7410  
7415  
7420  
7425  
7430  
7435  
7440  
7445  
7450  
7455  
7460  
7465  
7470  
7475  
7480  
7485  
7490  
7495  
7500  
7505  
7510  
7515  
7520  
7525  
7530  
7535  
7540  
7545  
7550  
7555  
7560  
7565  
7570  
7575  
7580  
7585  
7590  
7595  
7600  
7605  
7610  
7615  
7620  
7625  
7630  
7635  
7640  
7645  
7650  
7655  
7660  
7665  
7670  
7675  
7680  
7685  
7690  
7695  
7700  
7705  
7710  
7715  
7720  
7725  
7730  
7735  
7740  
7745  
7750  
7755  
7760  
7765  
7770  
7775  
7780  
7785  
7790  
7795  
7800  
7805  
7810  
7815  
7820  
7825  
7830  
7835  
7840  
7845  
7850  
7855  
7860  
7865  
7870  
7875  
7880  
7885  
7890  
7895  
7900  
7905  
7910  
7915  
7920  
7925  
7930  
7935  
7940  
7945  
7950  
7955  
7960  
7965  
7970  
7975  
7980  
7985  
7990  
7995  
8000  
8005  
8010  
8015  
8020  
8025  
8030  
8035  
8040  
8045  
8050  
8055  
8060  
8065  
8070  
8075  
8080  
8085  
8090  
8095  
8100  
8105  
8110  
8115  
8120  
8125  
8130  
8135  
8140  
8145  
8150  
8155  
8160  
8165  
8170  
8175  
8180  
8185  
8190  
8195  
8200  
8205  
8210  
8215  
8220  
8225  
8230  
8235  
8240  
8245  
8250  
8255  
8260  
8265  
8270  
8275  
8280  
8285  
8290  
8295  
8300  
8305  
8310  
8315  
8320  
8325  
8330  
8335  
8340  
8345  
8350  
8355  
8360  
8365  
8370  
8375  
8380  
8385  
8390  
8395  
8400  
8405  
8410  
8415  
8420  
8425  
8430  
8435  
8440  
8445  
8450  
8455  
8460  
8465  
8470  
8475  
8480  
8485  
8490  
8495  
8500  
8505  
8510  
8515  
8520  
8525  
8530  
8535  
8540  
8545  
8550  
8555  
8560  
8565  
8570  
8575  
8580  
8585  
8590  
8595  
8600  
8605  
8610  
8615  
8620  
8625  
8630  
8635  
8640  
8645  
8650  
8655  
8660  
8665  
8670  
8675  
8680  
8685  
8690  
8695  
8700  
8705  
8710  
8715  
8720  
8725  
8730  
8735  
8740  
8745  
8750  
8755  
8760  
8765  
8770  
8775  
8780  
8785  
8790  
8795  
8800  
8805  
8810  
8815  
8820  
8825  
8830  
8835  
8840  
8845  
8850  
8855  
8860  
8865  
8870  
8875  
8880  
8885  
8890  
8895  
8900  
8905  
8910  
8915  
8920  
8925  
8930  
8935  
8940  
8945  
8950  
8955  
8960  
8965  
8970  
8975  
8980  
8985  
8990  
8995  
9000  
9005  
9010  
9015  
9020  
9025  
9030  
9035  
9040  
9045  
9050  
9055  
9060  
9065  
9070  
9075  
9080  
9085  
9090  
9095  
9100  
9105  
9110  
9115  
9120  
9125  
9130  
9135  
9140  
9145  
9150  
9155  
9160  
9165  
9170  
9175  
9180  
9185  
9190  
9195  
9200  
9205  
9210  
9215  
9220  
9225  
9230  
9235  
9240  
9245  
9250  
9255  
9260  
9265  
9270  
9275  
9280  
9285  
9290  
9295  
9300  
9305  
9310  
9315  
9320  
9325  
9330  
9335  
9340  
9345  
9350  
9355  
9360  
9365  
93

や程度に応じた対応が必要であり、利用者が暴れてしまった際の対応や、利用者やその保護者的心情等に配慮しながら指導を行うことなど、歯科医院等で行う通常の歯科衛生士の業務とは異なる特有の技術や知識経験を要するものであるところ、ビーバーDHは、ビーバーDH間で、情報の共有をしたり、研修会等で研さんを積むなどして、ビーバーDHとして必要な技術や知識経験を習得して継承するなどし、ビーバーDHとして活動していた。  
5

(4) ビーバー号事業は、令和2年4月以降、新型コロナウイルス蔓延に伴う緊急事態宣言の影響により一時中断となり、同年7月から規模を縮小して徐々に再開したところ、出動日が決まっていたビーバーDHの休業補償が話題となつた  
10 ことに対して、被告とビーバーDHとの契約が委託契約である旨の見解が被告側から示されることがあり、原告らは労働基準監督署に相談するなどした。

令和3年2月頃、被告は、原告らビーバーDHに対して、令和3年度は雇用契約ではなく委嘱契約を前提としてビーバーDHの登録を受け付け、委嘱契約が困難な指導歯科衛生士については委嘱名簿に登録しない旨を通知した（甲7、  
15 甲12）。

被告は、令和3年3月25日、千葉労働基準監督署から、被告とビーバーDHとの契約が雇用契約に該当することを前提として、就業規則を作成して届出をするよう是正勧告を受けた。被告は、是正勧告に従い、就業規則を作成し、  
20 令和3年7月1日、千葉県労働基準監督署長に届出を行つた。（甲8、乙6ないし8）

被告からビーバーDHに対して今後雇用契約を締結する旨の方針が示されたこともあったが、被告は、令和3年10月頃から個別面談や説明会を行うなどした上、令和4年1月以降、ビーバーDHに対し、委嘱契約書を送付し、雇用契約ではなく委託契約に応じるか否かの意思表明を求めるようになった。令和4年2月当時、ビーバーDHは原告らを含め18名であったところ、原告らを含む17名が、被告に対し、ビーバー号事業の契約の継続は希望するが委嘱契  
25

約には合意できない旨の意思表明をしたところ、被告は、原告らを含む17名に対し、委託契約に応じない場合は令和4年度のビーバー号事業の業務をお願いすることはできないとして、同年4月以降は任期期間中であっても出動の配当をしない旨を通告した。（甲11）

- 5 (5) 原告らは、令和4年4月以降、被告からビーバー号事業の出動の配点を受けている。

## 2 地位確認請求について

- (1) 前記前提事実(3)ないし(5)、上記認定事実(2)及び同(3)記載の各事情を前提とすると、以下に検討するとおり、原告らは、被告との間で雇用契約を締結し、被告の指揮監督下においてビーバー号事業等の業務に従事して労務を提供し、労務に対する対償を支払われる労働者であると認められる。

- (2) ビーバー号事業は、被告が千葉県からの委託事業として行うものであり、その事業内容は千葉県と被告との間の業務委託契約において仕様書等で定められ（甲4の2等）、ビーバー号事業の実施のために欠くことのできないビーバーD Hの募集や待遇（日当や拘束時間）についても千葉県が関わって決められるなどしており、原告らビーバーD Hは、千葉県及び被告が雇用を前提として募集したものに応募して被告に採用されたものと認められる。そして、被告作成のビーバー号事業の実施要領（甲22）において、歯科医師（管理指導医及び指導医）につき被告と2年任期の委託契約を締結する旨記載されている一方で、ビーバーD Hについては、雇用であることを前提に定年や再雇用等についても記載されているのであって、被告が原告らビーバーD Hを雇用していると認識していたことは明らかといえる。この点に関し、被告は、「雇用」の文言使用について、事務取扱上の瑕疵であるとか法的意味を検証せずに用いた文言であるなどと主張するが不合理で採用できない。また、原告らと被告との間で雇用契約の契約書が作成されておらず被告が原告らビーバーD Hに対して被告内委員会の指導歯科衛生士に委嘱する旨の「委嘱状」を交付しており、委嘱状には

具体的なビーバー号出動に係る条件（出動日・日当額等）が記載されていない  
という事情はあるが、同事情は上記認定判断を左右しない。被告は、千葉県から  
ビーバー号事業につき委託を受けて業務委託料の支払を受ける立場にあるの  
であるから、業務委託料を定める際に想定した実施施設数（出動回数）に必要  
となるビーバーDHを確保してビーバー号事業を実施しなければならないので  
あって、ビーバーDHの採用をした際にビーバーDHとの間で雇用契約を締結  
したと認めるのが自然である。被告は、ビーバーDHは委嘱状の発行を受けて  
委嘱状記載の期間にビーバー号の出動の委託を受けることができる地位を得る  
ものにすぎないと主張するが不合理で採用できない。

上記認定のとおり、被告作成の実施要領等によりビーバーDHの仕事内容や  
待遇が明確にされており、ビーバーDHは、同実施要領に沿って、ビーバー号  
出動を中心として様々な活動を年間通じて行い、ビーバー号出動の際は、被告  
の会員である管理指導医が当該出動に関する責任者として統括する立場にあり、  
原告らビーバーDHは管理指導医の指示に従って業務を行っていたものである  
から、その実態において、原告らビーバーDHが被告に雇用された労働者であ  
ることを否定すべき事情は見当たらない。この点に関し、被告は、ビーバーD  
Hの出動日程の決定がDH代表を通して調整されておりビーバーDHには応諾  
するかしないかの自由があったなどと主張するが、既に被告と施設との間でビ  
ーバー号の出動日が決定され、限られた人数のビーバーDH<sup>2</sup>で分担して出動す  
る日の割当てを決める必要がある中で、DH代表が調整の労をとり、ビーバー  
DHらにおいても被告と雇用関係にあることを前提として誰かが出動対応しな  
ければならないとの共通認識があればこそ出動日の調整ができていたものと理

---

<sup>2</sup> 被告作成の平成31年4月当時の実施要領（甲22）によれば、被告は、75回の出動回数と健診事業の内容を前提にビーバーDHを32名から38名程度確保する想定で新規採用人数を考えていたと認められる一方、上記認定のとおり、令和4年2月当時のビーバーDHの人数が原告らを含め18名であったことからすると、各ビーバーDHは被告の想定より多い回数出動して出動要請に応じていたものと認められる。

解でき、被告は調整の労をD H代表に委ねビーバーD Hらの協力によりビーバーD Hの出動日を決めることができたというにすぎず、原告らビーバーD Hの労働者性を否定する事情とはいえない。被告が千葉県からの委託事業としてビーバー号事業を実施するのにビーバーD Hが確保できないまま実施するという事態が千葉県から許容されていたとは考えられず、ビーバーD Hには応諾するかしないかの自由があったのではなく、ビーバーD H間で交替や調整するなどしてビーバーD Hの出動要請に応じていたものということができる。また、被告は、管理指導医が管理D Hに送付した出動先の業務内容に係る書類（甲18の2、甲18の3）において、段取りを相談するような表現や、「至らぬ点が多数あると思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。」との表現があることをもって、管理指導医は指揮命令する立場にないことを示しているなどと主張するが、管理指導医が管理D Hと協力してビーバー号出動を円滑に実施するため丁寧な表現対応をしたものと理解でき、上記認定判断を左右するものではない。

その他被告が主張するところは、いずれも、原告らと被告との間の雇用契約の存在や原告らが労働者であることを否定する合理的根拠となるとは言い難く、採用することはできない。

(3) 上記認定判断を前提とし、被告が原告らビーバーD Hに対して、原則2年間の任期の委嘱状を交付していたことからすれば、同任期をもって労働契約の期間の定めと認めるのが相当である。

そうすると、原告らと被告との間の労働契約が最後に更新されたのは令和3年4月1日であり、契約期間の満了日は令和5年3月31日であったと認められるから、原告らが令和4年7月6日に被告に対して労働契約法18条1項に基づく期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたことにより、被告は各申込みを承諾したものとみなされ、原告らの被告に対する期間の定めのない労働契約上の権利を有する地位確認請求は理由がある。

### 3 賃金請求について

(1) 上記認定判断を前提とすると、原告らは、被告との有期労働契約の期間中に  
おいて、これまでと同様にビーバーD Hとして業務に従事する旨の意思を被告  
に示していたにもかかわらず、被告から雇用契約ではなく委嘱契約（委託契約）  
に応じるよう求められ、これに応じなかつたため令和4年4月以降、ビーバー  
5 D Hとして出動の配点を受けることができず、その他の活動も事実上できない  
状況が継続していると認められる。

そうすると、原告らは被告から就労を拒まれている状況にあり、原告らが委  
嘱契約（委託契約）に応じる義務がないことからすれば、被告の責めに帰すべ  
10 き事由により就労不能となっているものといえ、原告らは、令和4年4月以降  
も賃金請求権を失わない。

(2) 令和4年4月以降の原告らの賃金額について、新型コロナウイルス感染拡大  
の影響によりビーバー号の出動回数が減少したと認められる令和2年度及び令  
和3年度の額や、本件紛争によりビーバー号事業の実施に影響が生じたと認め  
15 られる<sup>3</sup>令和4年度以降の額を考慮するのは相当ではなく、証拠（原告Aについて  
甲A 3、原告Dについて甲D 2、原告Bについて甲B 3、原告Cについて甲  
C 3、原告Eについて甲E 3）及び弁論の全趣旨によれば、原告らが主張する  
別紙請求額一覧表の請求賃金額欄記載の額は、平成31年度（令和元年度）ま  
での原告らが被告から支給を受けた金額に照らして、令和4年4月以降に支給  
20 されたであろう賃金額として相当な額と認めることができるから、これを採用  
する。

被告は、ビーバー号事業が心身障害者(児)歯科保健対策としては当面の対策

---

<sup>3</sup> 上記認定のとおり、令和4年2月当時、ビーバーD Hの人数が18名であり、そ  
のうち17名が被告との委嘱契約（委託契約）に応じなかつたのであるから、令和  
4年4月以降のビーバー号事業の実施（ビーバーD Hの出動回数等）に当然影響が  
あつたものと認められる。被告のビーバー号出動実績の資料（乙43）からも、各  
出動におけるビーバーD Hの出動人数が、平成31年度は3名から15名の出動で  
あつたものが、令和4年度は0名から4名の出動となるなど大きく変化している。

として開始されたものであり、千葉県の単年度事業であることなどから今後の事業継続は保証されず、令和4年度以降のビーバーDHの出動延べ人数が大幅に減少していることを考慮すべきであるなどと主張するところ、上記認定のとおり、令和7年度の千葉県と被告との業務委託契約（乙45）においても千葉県からの委託業務の中でビーバー号による歯科保健巡回診療指導の実施は主たる業務内容とされていると認められ、ビーバー号事業は昭和54年から実施されてきた事業であって当面は継続されることが見込まれ、出動延べ人数が大幅に減少したのは本件紛争により経験豊富なビーバーDHの確保が困難となったことが影響していると考えられるから、被告の主張は賃金請求の判断において考慮すべき事情とはいえない。

(3) 原告らは、令和4年4月以降の賃金請求をしているところ、本判決確定日の翌日以降に支払期日が到来する賃金について支払がされないと予想されるような特段の事情は認められないから、将来請求の必要性の観点からすれば、本判決確定日の翌日以降に支払期日が到来する賃金請求については訴えの利益を欠くというべきである。

#### 4 不法行為に基づく慰謝料請求について

上記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、被告は、原告らビーバーDHにつき雇用していることを認識していたものの、雇用契約の使用者として負うことになる義務や責任等に関する認識に乏しく、労働基準監督署からの是正勧告等を通じてそれを認識した後は、雇用契約（労働契約）ではなく委託契約に応じるよう原告らビーバーDHに求め、委託契約に切替されないまま原告らがビーバーDHとして活動した場合に生じる被告の負担等を憂慮して、令和4年4月以降の出動の配点をしない旨の対応をとったものと認められる。これは、雇用を前提とした募集に応じてビーバーDHとして採用され長くビーバー号事業に従事してきた原告らからすれば理不尽な対応であったと理解できるが、被告に原告らに対する積極的な加害意思があったとまでは認められず、被告が原告ら

に対して令和4年4月以降の出勤の配点をしない旨の対応をとったことにより賃金支払によっても填補されない精神的損害が発生したものとも認めることはできないから、不法行為に基づく慰謝料請求は理由がない。

5 よって、主文のとおり判決する。

5 (裁判官 池田弥生)